

鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第21号

鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号ア中「100分の315」を「100分の318.75」に改め、同号イ中「100分の262.5」を「100分の266.25」に改め、同条第2号中「100分の150」を「100分の153.75」に改める。

別表第1医療職給料表（一）の部職務の級が3級である職員（病院長及び医療参事の職にある職員に限る。）の項中「（病院長及び医療参事の職にある職員に限る。）」を削り、同部職務の級が3級である職員（院長代理及び副院長の職にある職員に限る。）の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。